

# 仙台市不妊検査費助成事業に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
1	この助成の概要について	仙台市不妊検査費助成事業は、将来的に子どもを授かることを希望する夫婦への支援策として、夫婦そろって早期に不妊検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊検査に要する費用の一部を助成するものです。	制度の概要
2	助成の対象となる検査はどのようなものになりますか。	医師が不妊症の診断のために必要と認めた不妊検査が助成対象となります。 <例：超音波検査、卵管疎通性検査、ホルモン検査、感染症検査、精液検査など> ※不妊治療中に実施した検査であっても、不妊症の診断にあたって必要と医師が認めれば、助成対象です。 ※薬剤の処方に関しては、「医師が必要と認めた不妊検査」のために必要な薬剤であれば、助成の対象となります。	制度の概要
3	助成対象となる要件はなんですか。	次の要件を全て満たすことが必要になります。 1. 申請日時点で夫婦である（法律婚・事実婚どちらも可） 2. 申請日時点で仙台市に住所がある（夫婦どちらかでも可） 3. 検査開始日時点で妻の年齢が43歳未満である 4. 不妊症の診断のために医師が必要と認める検査を受けた 5. 上記4の検査は、検査開始日から1年以内に夫婦ともに受けたものである 6. 助成対象となる検査について、他の地方公共団体からの助成を受けていない 7. これまでに地方公共団体の不妊検査費助成事業を利用したことがない （ただし助成を受けた検査実施後に、出産した場合や妊娠12週以降に死産となった場合に限り、次の妊娠に向けて受けた不妊検査の費用助成を再度申請可能です。） 8. 仙台市の市税を滞納していない	制度の概要
4	申請は何回できますか。	申請は、夫婦1組につき1子ごと1回に限ります。	制度の概要
5	年齢制限はありますか。	検査開始日時点で妻の年齢が43歳に満たない夫婦が対象になります。	制度の概要
6	夫婦が別々の日に不妊検査を受ける場合、検査開始日・検査終了日はいつになりますか。	検査開始日は、一連の検査の中で夫婦それぞれが初めて検査を受けた日のうちのいずれか早い方の日です。検査終了日は、夫婦それぞれが検査を受け終わった日のうちのいずれか遅い方の日です。	制度の概要
7	助成金の上限はいくらですか。	助成金の上限額は3万円です。不妊検査に要した費用の総額（申請に必要な受診等証明書の作成料が発生した場合は、その作成料を含む）と3万円（上限）の、いずれか低い方の金額を助成します。	制度の概要
8	申請期限はいつですか。	「不妊検査を開始した日（夫婦いずれか早い方）から1年以内の日」と、「不妊検査が終了した日（夫婦いずれか遅い方）」のどちらか早い方が属する年度の末日（3月31日）までに申請してください。 例えば、検査開始日が2025年2月1日、検査終了日が2026年7月1日の場合、2026年1月31日までに受けた検査が助成対象となり、2026年3月31日が申請期限となります。	制度の概要
9	どこに住んでいても申請は可能ですか。	申請日時点で夫婦の双方またはいずれかが仙台市に住民登録をしていれば、申請できます。	助成対象者
10	夫婦別々の都道府県・市町村に住んでいます。申請可能ですか。	夫婦別居の場合でも申請可能です。夫婦のいずれかが他市町村に住民票を置いている場合、仙台市に住民票を置いている方を「申請者」としてください。 なお、仙台市以外の都道府県・市区町村へ不妊検査費助成の申請をしている場合は、助成対象外です。	助成対象者
11	未入籍の事実婚夫婦です。申請可能ですか。	事実婚夫婦の方も申請可能です。申請の際、夫婦それぞれの戸籍謄本と、事実婚関係に関する申立書の提出が必要となります。	助成対象者
12	外国籍の夫婦です。申請可能ですか。	外国籍の夫婦の方も申請可能です。申請の際に、結婚証明書等、婚姻関係を確認できる書類を提出してください。	助成対象者
13	検査開始時点では42歳でしたが、検査が終わる前に43歳になりました。助成対象になりますか。	助成対象になります。検査開始日時点で妻が42歳であれば、検査終了日までに43歳になっても助成対象の要件を満たします。	助成対象者
14	子どもがすでにいますが、初めて不妊検査を受けました。助成対象になりますか。	子どもの有無にかかわらず、初めて不妊検査を受けた方は助成対象になります。	助成対象者
15	不妊検査を受けている途中で妊娠が分かりました。まだ検査は終了していませんが、申請しても大丈夫ですか。	夫婦どちらも不妊検査をしていれば、申請可能です。	助成対象者

# 仙台市不妊検査費助成事業に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
16	全ての不妊検査がまだ終了していませんが、かかった費用がすでに上限の3万円を超えました。検査終了を待たずに申請しても大丈夫ですか。	夫婦どちらも不妊検査をしていれば、費用が上限の3万円を超えた段階で申請することが可能です。ただし、3万円を超えた時点で、一旦、検査終了とみなして、医師が証明書を記載した場合に限ります。	助成対象者
17	妻の不妊検査にかかった費用だけで上限の3万円を超えました。夫はまだ検査を受けていませんが、申請しても大丈夫ですか。	申請できません。本事業は、夫婦そろって受けた不妊検査にかかった費用について助成をするものです。夫婦いずれかの不妊検査だけで上限3万円を超えた場合でも、必ず夫婦ともに不妊検査を受けてください。	助成対象者
18	医療機関の指定はありますか。	医療機関の指定は行っていません。仙台市外の医療機関で受けた不妊検査も助成対象となります。	対象となる検査
19	いつ受けた検査が助成対象になりますか	【令和7年度助成の場合】令和6年4月2日以降に検査を開始し、検査開始日から1年以内に夫婦ともに検査を受け、令和7年4月1日以降に終了した不妊検査が助成の対象となります。	対象となる検査
20	保険適用（または、保険適用外）の検査しか実施していませんが、助成対象となりますか。	保険適用の検査、保険適用外の検査、どちらの検査も助成対象となります。	対象となる検査
21	助成の対象にならない費用はありますか。	検査に直接関係のない費用については助成の対象外となります。 ＜例：入院時の食事代・差額ベッド代、統合医療（鍼灸治療・マッサージ・サプリメント等）にかかる費用など＞	対象となる検査
22	最初の検査を受けてから、検査終了日まで1年以上の期間が空いています。申請可能ですか。	最初の検査から1年以内に夫婦で検査を受けていれば、1年以内に受けた検査は助成対象となり、申請できます。ただし、最初の検査を受けた日から1年以内の日が属する年度の末日を過ぎている場合は、申請期限を超過しているため、申請できません。	対象となる検査
23	夫婦が別々の医療機関で検査を受けた場合でも助成対象になりますか。	助成対象になります。その場合、妻の受診等証明書と、夫の検査の領収書・明細書のコピーを提出してください。	対象となる検査
24	以前不妊検査を受けたのですが、再度不妊検査を受けました。どちらの検査も助成対象になりますか。	・以前の不妊検査の費用について他の地方公共団体の助成事業を利用していない場合：検査開始日から1年以内に夫婦ともに不妊検査を受けていれば、助成対象になります。ただし、「検査開始日から1年以内の日が属する年度の末日」を過ぎる場合は申請できませんので、検査開始日をいつと判断するかは、医療機関にもご確認ください。 ・以前の不妊検査の費用について他の地方公共団体の助成事業を利用した場合：助成を受けた検査の実施後に、出産した場合や妊娠12週以降に死産となった場合に限り、次の妊娠に向けて受けた不妊検査の費用が助成対象になります。	対象となる検査
25	子宮頸がん検診を地方公共団体の制度を利用して受診したが、この検査を不妊検査費に加えていいですか。	地方公共団体からの助成を受けて実施した子宮頸がん検診等の検査については、不妊検査費に含めることは出来ません。	対象となる検査
26	以前別の地方公共団体で不妊検査をして助成金を受けたことがあります。再度改めて不妊検査を受けたのですが、助成対象になりますか。	過去に地方公共団体から同様の不妊検査費助成を受けた場合は、助成対象になりません。ただし助成を受けた検査実施後に、出産した場合や妊娠12週以降に死産となった場合に限り、次の妊娠に向けて受けた不妊検査の費用が助成対象になります。	対象となる検査
27	不妊検査で、先進医療に含まれている検査（例：子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ）など）を受けました。不妊検査費の助成金と、特定不妊治療費（先進医療）の助成金、どちらで申請したらよいですか。	助成要件を満たしていれば、不妊検査費助成事業でも不妊治療費助成事業でも、いずれかを選択して申請可能です。なお、受けた検査に対し、不妊検査費助成事業と不妊治療費助成事業の双方を申請することはできません。	対象となる検査

# 仙台市不妊検査費助成事業に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
28	申請の際に必要な書類について。	以下の書類が必要になりますのでご準備ください。 <b>1. 仙台市不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）</b> <b>2. 仙台市不妊検査費助成事業受診等証明書（様式第2号）</b> <b>3. 振込先金融機関の通帳・キャッシュカードなどの写し</b> 4. 仙台市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し）※必要な方のみ 5. 夫婦であること・重婚でないことを証する書類（戸籍謄本）※必要な方のみ 6. 事実婚関係に関する申立書※必要な方のみ 7. 市税の滞納がないことの証明書※必要な方のみ 8. 夫が受けた検査の領収書・明細書のコピー※必要な方のみ 9. 子の出生日を証明する書類（戸籍謄本、母子健康手帳の写し等）※必要な方のみ 10. 死産日を証明する書類（死産届の写し、母子健康手帳の写し等）※必要な方のみ 1～3は必須です。4～10までの書類が必要かどうかは、本市ホームページにてご確認ください。	申請手続き
29	夫婦のどちらが申請者になっても良いのですか。	どちらが申請者でもかまいません。ただし夫婦のいずれかが仙台市外に住民登録をしている場合は、仙台市に住民登録をしている方が申請者となるようにしてください。	申請手続き
30	金融機関の口座名義は誰でもいいですか。	申請者の名義の金融機関口座を指定してください。 申請者名義の金融機関口座がない場合等は、ご相談ください。	申請手続き
31	婚姻後間もないため、金融機関の口座名義が旧姓のままです。申請可能ですか。	可能です。申請書の氏名欄に、「旧姓：〇〇」と併せて記載してください。	申請手続き
32	ゆうちょ銀行に助成金を振り込んでほしいです。支店名や口座番号がわかりません。	ゆうちょ銀行の通帳の1ページ目に、他行からの振込口座として利用する際の支店名や口座番号が書かれていますので、そちらをご確認ください。お手元に通帳がない場合は、ゆうちょ銀行のホームページで記号と番号を入力して調べることが可能です。 <a href="https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html">https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html</a>	申請手続き
33	医療機関を受診した際の領収書は提出しなくていいのですか。	提出は必須ではありません。検査内容や費用は医療機関にて発行された受診等証明書をもって確認します。なお、夫婦が異なる医療機関で検査を受けた場合は、夫の領収書・明細書のコピーを提出してください。また、証明書の内容に疑義が生じた場合は、領収書・明細書の提出を求める可能性がありますので、申請後も領収書の保管をお願いします。	申請手続き
34	住民票の写し・戸籍謄本の記載内容で必要なものは何ですか。	住民票の写し・戸籍謄本ともに、助成金申請の受付日から3か月以内に発行されたものが有効になります。記載事項については、以下の通りです。 住民票の写し：夫婦両方とも記載あり／世帯主・続柄記載あり／マイナンバー記載なし 戸籍謄本：世帯全員記載	申請手続き
35	住民票の写し・戸籍謄本は、コピー機で複写したもので申請は可能ですか。	コピーしたものでの申請は不可です。区役所やコンビニ等で取得した原本を提出してください。	申請手続き
36	住民票で婚姻関係の確認ができるので、戸籍謄本の提出はしなくて大丈夫ですか。	住民基本台帳や住民票の写しで婚姻関係の確認ができる場合、戸籍謄本の提出は不要です。	申請手続き
37	事実婚夫婦が申請の際に必要な書類は何ですか。	重婚していないかの確認が必要になるため、夫婦それぞれの世帯全員が記載された戸籍謄本と、「事実婚関係に関する申立書」を提出してください。	申請手続き
38	外国籍の夫婦なので、戸籍がありません。婚姻関係の証明はどうしたらいいですか。	・住民基本台帳や住民票の写しで婚姻関係の確認ができない場合には、婚姻届受理証明書（日本国内で発行されたもの）や、婚姻証明書（婚姻が成立した国で発行されたもの）および日本語訳文など、婚姻関係の確認ができる書類を提出してください。 ・外国籍の方で事実婚の場合は、重婚でないことを確認するための戸籍謄本に代わるものとして、独身証明書（婚姻要件具備証明書）を提出してください。	申請手続き
39	複数の医療機関で検査を受けました。受診等証明書はどのようにしたらよいですか。	・夫婦がそれぞれ異なる医療機関で検査を受けた場合、受診等証明書は妻の分について記載してもらい、夫の検査については領収書・明細書のコピーを提出してください。 ・最初に検査を受けた医療機関から紹介状をもらい他院にて改めて検査を受けた、などの場合は、それぞれの医療機関で受けた検査の費用を合算して申請が可能です。受診等証明書はどちらの医療機関で記載いただいても構いませんが、他の医療機関分を合わせて記載いただけるかは医療機関に確認してください。難しい場合は、それぞれの医療機関で受診等証明書を発行してもらってください。	申請手続き

# 仙台市不妊検査費助成事業に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
40	どのように申請すればよいですか。	必要書類を仙台市子ども家庭保健課（〒980-0011仙台市青葉区上杉1-5-12）あてに郵送またはご持参ください。なお、普通郵便で送付した際の郵送事故等については責任を負いかねます。特定記録郵便等、なるべく記録の残る送付方法でお送りください。郵送事故等により申請期限に間に合わなかった場合でも、申請の受付はいたしかねますのでご留意の上でご送付ください。	申請手続き
41	郵送で提出したら、申請日はいつになりますか。	郵送された封筒の消印日を申請日として取り扱いますが、余裕をもって申請期限前に申請してください。	申請手続き
42	医療機関からの証明書発行が遅れ、申請期限（3月31日）に間に合わない場合はどうしたらいいですか	医療機関からの証明書発行に時間を要し、申請期限までに書類が揃わない可能性がある場合には、必ず事前に子ども家庭保健課（022-214-8189）まで電話でご連絡ください。あわせて、申請期限までに申請書（様式第1号）をご提出ください。証明書等の添付書類につきましては、準備が整い次第、速やかに追加提出していただくことで対応いたします。連絡なく申請期限を超過した場合は受付いたしかねます。	申請手続き
43	申請後に記入間違いや添付書類漏れなどの不備がありました。どうしたらいいですか。	ご自身で気づかれた場合、速やかに子ども家庭保健課（022-214-8189）へ電話連絡し、正しい書類・不足書類を再送してください。（軽微な修正で済む場合、同意をいただければ、こちらで追記・修正の対応をさせていただく場合があります。） 書類審査中に不備を確認した場合は、申請書に記載されている電話番号へご連絡します。もしくは住民票の写しに記載の住所あてに書類不備のお知らせを郵送でお送りします。正しい書類・不足書類を再提出してください。再提出については申請期限を過ぎても取り扱いますが、子ども家庭保健課から指定された日までに再提出してください。	申請手続き
44	「仙台市が審査に必要な範囲で、住民基本台帳を閲覧すること」に同意しない場合は、どのようにしたらいいですか。	申請書おもて面中段にある該当部分に二重線を引いてください。 申請者本人の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）を添付して申請してください。 住民票の写しの記載事項は「夫婦両方とも記載あり／世帯主・続柄記載あり／マイナンバー記載なし」としてください。	申請方法
45	「仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を子ども若者局子ども家庭保健課が税務担当課に照会すること」に同意しない場合は、どのようにしたらいいですか。	申請書おもて面中段にある該当部分に二重線を引いてください。 市税の課税の有無にかかわらず、「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたもの）を添付して申請してください。 「市税の滞納がないことの証明書」は区役所・総合支所税証明担当課において交付を受けることができます。1通300円の手数料が必要です。なお、市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、証明書の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください。	申請方法
46	家族に不妊検査の助成金を申請したことを知られたくありません。決定通知書が自宅に届くと困ります。	決定通知書を送付する際に、通常は「仙台市」の記載がある封筒を使用しますが、ご希望があれば無地の封筒（「仙台市」の表記なし）でお送りできます。また、子ども家庭保健課へお越しいただける場合は、直接お渡しすることも可能です。申請書の余白に「無地封筒希望」「直接受け希望」と記載していただくか、子ども家庭保健課へお電話ください。	その他
47	助成金の振込時期はいつごろになりますか。	申請からお振り込みまでは概ね1～3か月程度かかります。申請受付後書類の審査を行い、承認されましたら決定通知書を郵送にてお送りします。決定通知書が到着する頃に、ご指定の金融機関の口座あてに助成金をお支払いします。なお、年度末などの繁忙期に重なる場合は、さらに時間を要しますので予めご了承ください。	助成金の支給
48	助成金が振り込まれた場合、通帳にはどのように表示されますか。	「センダイフニンジョセイ」と表示されます。	助成金の支給